

2016 No.1

組 合 活 性 化 情 報

国・広島県及び県内各市の

中小企業 支援制度

平成28年度

中小企業 支援施策

支援制度利用ガイドブック

～変わるキッカケ50のヒント～より



広島県中小企業団体中央会



広島県中小企業団体中央会 ご案内

広島県中小企業団体中央会は「中小企業等協同組合法」により中小企業の組合等を会員とし、組合の支援・連絡機関として昭和30年に設立された公益性の高い特別法人です。中央会は各都道府県にそれぞれ組織されており、東京には全国的な組織活動を行っている全国中小企業団体中央会があります。

中央会は組合の設立をはじめ、組合運営全般にわたり窓口相談や巡回指導、各種事業を通じ、金融、税制、労働、法律、情報化等中小企業が抱えている多くの課題や連携、経営革新、後継者育成など幅広く相談に応じています。

また、組合等の運営サポートや中小企業の新たな取組の推進を図るため、国や県の中小企業担当部課をはじめ、他の中小企業支援機関と連携し、組合及び個々の企業における様々な分野の事業活動を支援しています。

中央会の支援活動

組合等の設立・創業の支援

中小企業者等が事業経営の充実・強化を図るための組合等の設立や新規創業のための組織化支援を行っています。

連携活動のコーディネート支援

新たなビジネスマッチング、企業同士の出会いの機会の拡大、新市場の開拓等についてコーディネートを支援します。

各種調査事業の実施

全国規模で、あるいは本会独自の視点で各種調査を実施し、会員組合への情報提供、施策普及等の一助としています。

中小企業団体の要望活動等

中小企業対策の強化、拡充のため国・県等行政機関並びに関係機関に対して陳情・要望等を行っています。

各種委託事業の実施

国、全国中央会等の委託を受け、ものづくり補助金、消費税対応窓口相談等事業、外国人適正化事業等による支援を行っています。

組合活動の強化支援

組合等の強化を図るため、共同事業や官公需を含めた共同受注の推進、組織の活性化意欲の醸成、更にはビジョン策定などの支援を行っています。

研修会・講習会等の開催

県下の組合組織やグループ等に対し経営・経済、産業、労働等の研修会、講習会を開催いたします。また組合やグループが独自で企画した研修会等に対しての助成や講師等の紹介を行っています。

各種共済制度の普及・推進

取引先の倒産の際のセーフティ共済、組合員企業等の役員、従業員の退職金をはじめ、ケガなどの際の傷害共済等に関する共済制度の普及・推進を行っています。

優良組合、優秀役職員の表彰

事業運営の優秀な組合及び役職員を表彰し、また国や県に対して表彰対象者の推薦をいたします。



ご利用の手引き

本誌は組合運営の活発化、活性化を図るための各種情報を組合並びに組合員等に提供する目的で作成したものです。

本号は「**中小企業施策**」を特集いたしましたので、是非ご活用下さい。

使い方

・「中小企業のための金融」は県、各金融機関及び県内各市の担当部署からの調査回答に基づき、このたび当会で編集したものです。

「平成28年度中小企業支援施策」は中国経済産業局「支援制度利用ガイドブック～変わるキッカケ50のヒント～」より一部を抜粋し編集したものです。

中小企業の定義

本書で紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、以下の者を指します。

【中小企業の範囲】

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下
卸 売 業	資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下
小 売 業	資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下
サ ー ビ ス 業	資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下

※中小企業信用保険法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としています。

※上記の業種分類は第13回改訂日本標準産業分類に基づきます。

【小規模企業者の定義】

製造業その他	商業・サービス業
従業員20人以下	従業員5人以下

※第183回通常国会で成立した小規模企業活性化法を受け、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業は従業員20人以下の事業者を小規模企業者としています。

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。

なお、本書では、通常定義と異なる場合にはその旨明記してあります。

※中小企業の定義について詳しくは中小企業庁ホームページ「中小企業・小規模企業者の定義」のページをご参照下さい。
<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

注意点

- ・掲載されている内容は、施策の“概要”ですので施策の詳細な内容は各ページ下欄に掲載の関係機関にお問い合わせください。
- ・掲載されている内容は、項目、案件、申請時期が変更される場合、すでに終了されている場合もありますので前項同様お問い合わせください。
- ・「中小企業のための金融」は県、各金融機関及び各市の担当部署からの調査回答に基づく内容を掲載したもので、全施策を網羅したものではありません。掲載以外の施策や関係部署で利用できる施策については、関係部署にお問い合わせください。

目次

中小企業支援制度

中小企業のための金融

中小企業金融機関の融資

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）	3
株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）	5
株式会社商工組合中央金庫	7

信用補完制度

信用補完制度とは	9
----------	---

平成28年度 広島県及び広島県内各市の中小企業支援制度

広島県の制度融資	13
広島市中小企業支援制度	15
呉市中小企業支援制度	18
竹原市中小企業支援制度	20
三原市中小企業支援制度	21
尾道市中小企業支援制度	23
福山市中小企業支援制度	24
府中市中小企業支援制度	30
三次市中小企業支援制度	34
庄原市中小企業支援制度	36
大竹市中小企業支援制度	37
東広島市中小企業支援制度	37
廿日市市中小企業支援制度	40
安芸高田市中小企業支援制度	41
江田島市中小企業支援制度	41
株式会社ひろしまイノベーション推進機構について	42

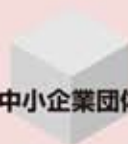
平成28年度 中小企業支援施策

（出典：中国経済産業局「支援制度利用ガイドブック～変わるキッカケ50のヒント～」より）

「ビジネスプランの作成指導を受けたい（創業スクール）」	43
「革新的な医療機器・システムの開発・実用化をしたい」	44
「技術の相談をしたい」	45
「ITに関する経営課題について相談したい」	46
「経営課題の解決や補助金活用の相談をしたい」	47
「事業を再生させたい／誰かに引き継ぎたい」	48
「消費税軽減税率への対応を支援します」	49
「知財（特許、商標等）の相談をしたい」	50
「外国への特許・商標等の出願をしたい」	51
「人材を確保したい（中小企業等の人材コーディネート）」	52
「生産性を向上させたい（カイゼン指導者育成、現場派遣）」	53
「社内の人材を育成したい」	54
「省エネ設備導入にあたって低利融資を受けたい」	55
「クリーンエネルギー自動車を購入したい」	56
「設備投資の税制支援を受けたい」	57
「設備投資の税制支援を受けたい（中小企業）」	58
「JISマークを使いたい」	59
「規制の特例を受けたい」	60
「消費税転嫁で困っている」	61
「下請取引で困っている」	62
「省エネ・節電の診断を受けたい」	63
「再エネ発電・熱事業について相談したい」	64
「地域経済分析システム（RESAS）を活用したい」	65
「どこの部署に聞いたらよいかわからない」	66

中小企業支援制度

中小企業のための金融



広島県中小企業団体中央会

組合活性化情報2016

中小企業金融機関の融資

中小企業は一般に、資金調達力が弱く、金融難が企業経営上かなりの隘路となっています。そのため、政府によって中小企業専門の金融機関が設けられておりましたが平成20年10月1日より、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫は、農林漁業金融公庫が統合して株式会社日本政策金融公庫となり、商工中金は、「株式会社商工組合金庫法」に基づき、平成20年10月1日より株式会社化しましたが、すべての店舗でこれまで通りの業務を行い、引き続き中小企業の金融の円滑化を図っております。

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業

〈中小企業事業とは〉

近代化、合理化のための設備資金を主として貸し付けており（長期運転資金もあります）、ほとんどの業種が対象となっています。

制度名		ご利用いただける方	貸付限度
特別貸付	新企業育成貸付	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方
		女性、若者／シニア起業家支援資金	女性、30歳未満または55歳以上の方であって、新規開業しておおむね7年以内の方
		再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）	廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
		新事業活動促進資金	「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業または新たな取り組みなどを図る方など
		中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家の指導や助言を受けている方
	企業活力強化貸付	IT活用促進資金	情報化投資を行う方
		海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方
		企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など
		地域活性化・雇用促進資金	雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた方など
		中小企業会計活用強化資金	「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用している方など
		承継・集約・活性化支援資金	経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方など
	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入設置する方または環境対策の促進を図る方
		社会環境対応施設整備資金	災害発生に備えて防災に資する施設等を整備する方
	ネット貸付	経営環境変化対応資金	売上が減少するなど業況が悪化している方
		金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化などにより、資金繰りに困難を来している方
		取引企業倒産対策資金	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方
	企業再生貸付	事業再生支援資金	<アーリーDIP>民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方 <レイターDIP>民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方
		企業再建資金	経営改善または経営再建等に取り組む方など
		災害復旧貸付	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方

直接貸付
各種制度の限度内
複数の制度を利用
する場合は、
原則として、12
億円以内

お問い合わせ先 URL: <https://www.jfc.go.jp/>

広島支店 広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング6階 TEL 082-247-9151（代）

資金使途	貸付期間 等	利率	担保保証人	対象業種
設備資金 長期運転資金	融資制度ごとに 設定 最長 設備 20年 運転 15年	年利 金融情勢などによ り変更があるた め、窓口にお問 合わせください。 (融資の種類によ り一部異なる)	直接貸付において 一定の要件に該当 する場合には、経 営責任者の方の個 人保証が不要とな ります。担保設定 の有無、担保の種 類等については、 ご相談のうえ、決 めさせていただきます。	①製造業、鉱業、土石採取業、建設業、不動産業(住宅お よび住宅用の土地の賃貸業を除く)、運送業、貨物運 送取扱業、倉庫業、ガス供給業、熱供給業、印刷業、出 版業、損害保険代理業 等 ②卸売業(物品販売業) ③小売業(物品販売業)およびサービス業(旅館業、 運動競技場業、廃棄物処理業、自動車教習所業、等。 一詳しくは窓口までお問い合わせください。)
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
◇				
長期運転資金				
設備資金 長期運転資金				
◇				
◇				

※貸付は公庫の支店(支店63)の直接貸付のほか、市中銀行、信用金庫、信用組合などが代理店となっており、これらの代理店の窓口でも融資が受けられます(代理貸付)。

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

〈国民生活事業とは〉

小規模企業に対して小口事業資金を主に貸し付けています。

制度名		ご利用いただける方
一般貸付	普通貸付	個人又は法人で事業を営む者
	マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	商業・サービス業 常時使用する従業員が5人以下 製造業・その他 常時使用する従業員が20人以下 ※原則として6カ月以上商工会議所又は商工会の経営指導を受けることが必要。 ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長又は商工会連合会会長の推薦を受けた方。
	生活衛生貸付	生活衛生関係営業を営む者 飲食店営業、喫茶店営業、食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業、サウナ営業、その他公衆浴場、クリーニング業
特別貸付	食品貸付	食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方
	新企業育成貸付	新規開業資金 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
		女性・若者／シニア起業家資金 女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
		再挑戦支援資金 廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
		新事業活動促進資金 経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方
		中小企業経営力強化資金 新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の指導や助言を受けている方
	企業活力強化貸付	地域活性化・雇用促進資金 承認企業立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方など
		海外展開・事業再編資金 海外展開を図る方
		IT資金 情報化投資を行う方
		企業活力強化資金 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など
	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金 非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方
		社会環境対応施設整備資金 自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う方
	ネット貸付	経営環境変化対応資金 売上が減少するなど業況が悪化している方
		金融環境変化対応資金 取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方
		取引企業倒産対応資金 取引企業などの倒産により経営に困難を来している方
	貸再企業	企業再建資金 中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方

お問い合わせ先

URL: <https://www.jfc.go.jp/>

広島支店
呉支店

広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング5階
呉市本通4-7-1-201

TEL 082-244-2231 (代)
TEL 0823-24-2600 (代)

貸付限度	資金使途	融資期間(うち据置期間)	利率	担保保証人	備考
直接貸付 4,800万円以内 [特定の設備資金については7,200万円以内] 代理貸付 2,400万円以内	設備資金 運転資金	設備資金…10年以内(2年以内) 特定設備資金…20年以内(2年以内) 運転資金…7年以内(1年以内)	金融情勢により変更がありますので、窓口にご相談ください。	・保証人は法人の場合原則代表者の方のみ、個人の場合原則不要 ・担保はお客さまのご希望に応じて相談	金融業、投機的 事業、一部の遊 行興娯楽業等の 業種を除く
2,000万円以内	設備資金 運転資金	設備…10年以内(2年以内) 運転…7年以内(1年以内)		不要	
一般貸付 飲食・喫茶・食鳥肉・食肉・水産販売・理容・美容 その他の公衆浴場の各業種 7,200万円以内 興行場営業及びサウナ営業 2億円以内 旅館業 4億円以内 クリーニング業 1億2,000万円以内 一般公衆浴場業 4億8,000万円以内 振興事業貸付 飲食・喫茶・食鳥肉・食肉・水産販売・理容美容 の各業種 1億5,000万円以内 旅館業、興行場営業 7億2,000万円以内 クリーニング業 3億円以内 一般公衆浴場業(別枠) 1億5,000万円以内	設備資金	一般貸付:13年以内(1年以内) ※一般公衆浴場業:30年以内 振興事業貸付:20年以内(2年以内)		・保証人は法人の場合原則代表者の方のみ、個人の場合原則不要 ・担保はお客さまのご希望に応じて相談	
5,700万円以内(設備資金とは別枠)	運転資金 (振興事業貸付) 設備資金 運転資金	7年以内(2年以内)			
7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円) (融資の種類により一部異なる)	設備資金 運転資金 * * * * * * * * * * * * * *	設備資金:20年以内(2年以内) 運転資金:7年以内(2年以内)	金融情勢により変更がありますので、窓口にご相談ください。	・保証人は法人の場合原則代表者の方のみ、個人の場合原則不要 ・担保はお客さまのご希望に応じて相談	金融業、投機的 事業、一部の遊 行興娯楽業等の 業種を除く

※1 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業には上記のほか、災害貸付、生活衛生改善貸付、教育資金貸付及び恩給担保貸付等の貸付制度がありますので詳細は下記お問い合わせ先にお問い合わせください。

※2 貸付は公庫の本支店(本店1、支店152)の直接貸付のほか、市中銀行、信用金庫、信用組合などが代理店となっており、これらの代理店の窓口でも融資が受けられます(代理貸付)。

尾道支店 尾道市東御所町1-20
福山支店 福山市光南町2-2-7

TEL 0848-22-6111 (代)
TEL 084-922-6550 (代)

株式会社商工組合中央金庫

〈株式会社商工組合中央金庫とは〉

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員を対象として、組合の組織金融を中心とした金融を行っています。

制度名		貸付対象・制度の概要 等	貸付限度
一 般 貸 付		商工中金に所属する次の組合及びその構成員 中小企業等協同組合 協業組合 商工組合・同連合会 商店街振興組合・同連合会 (以下は構成員の2/3以上が中小企業者であるもの) 生活衛生同業組合・同小組合・生活衛生同業組合連合会 酒造組合・同連合会・同中央会 酒販組合・同連合会・同中央会 内航海運組合・同連合会 輸出組合・輸入組合・市街地再開発組合	定めなし
独自の貸付制度	新事業育成資金	技術的水準が高い又は、製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で当金庫の新事業審査委員会新規性を認定した中小企業者に対する支援	定めなし
	新事業活動促進資金	経営革新、経営の向上、経営資源再活用事業、経営基盤強化、新連携計画に係る事業、第二創業を図る中小企業者に対する支援	
	IT活用促進資金	情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う中小企業者に対する支援	
	海外展開資金	海外直接投資を行う中小企業者に対する支援	
	雇用促進資金	事業の拡大等により当該事業者全体で新たに原則2人以上の人材確保が見込まれる中小企業者に対する支援	
	ものづくり支援資金	経済産業大臣から特定研究開発計画の認定を受けた中小企業者に対する支援	
	地域資源農工商連携支援資金	経済産業大臣から地域産業資源活用事業計画、農工商等連携事業計画又は6次産業化による総合化事業計画、成果利用事業計画の認定を受けた中小企業者に対する支援	
	企業立地促進資金	都道府県知事から企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた中小企業者に対する支援	
	セーフティネット貸付		
危機対応業務	経営環境変化対応資金	経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしている方に対する支援	残高3億円以内、(組合は残高9億円以内)
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている方に対する支援	
	取引企業倒産対応資金	取引先企業の倒産に伴い、経営に困難を生じている方を支援	
	東日本大震災災害復旧資金 (中小企業等向け制度)	特定被災区域に事業所を有し、事業所、事業用資産、生産設備、在庫等に被害を受けた方、原子力発電所事故に係る警戒区域等に事業所を有している方 いわゆる「直接被害者」 特定被災区域に事業所を有し、直接被害者と相応の取引(販売・仕入)があり、その影響で売上が減少している方 いわゆる「間接被害者」	
	東日本大震災 セーフティネット資金 (中小企業等向け制度)	特定被災区域に事業所を有し、震災により売上減少等の影響がある方(風評被害を受けた いわゆる「二次被害者」)に加え、直接被害者・間接被害者も対象	残高7億2千万円以内
	東日本大震災 関連資金 (中堅企業向け制度)	特定被災区域に事業所を有し、震災による被害を受けた方、又は震災の影響を受け一時的に業況等が悪化した方	定めなし ※ただし、損害担保貸出については、元高20億円以内(日本政策投資銀行との合算)
	経営環境変化対応資金 (中小企業等向け制度)	世界経済の減速等の社会的、経済的要因により、売上等が減少している方	残高7億2千万円以内

お問い合わせ先

URL: <http://www.shokochukin.co.jp/>

本 店 東京都中央区八重洲2-10-17
広島支店 広島市中区大手町2-1-2

TEL 03-3272-6111 (代)
TEL 082-248-1151 (代)

資金使途	貸付期間等	利率	担保保証人
設備資金 運転資金	設備…原則として15年 (うち据置2年以内) 運転…原則として10年 (うち据置2年以内)	金融情勢により変更がありますので、 窓口にご相談ください。	必要に応じて提供 していただきます
設備資金 運転資金	設備…15年以内(据置5年以内) 運転… 7年以内(据置2年以内)		必要に応じて提供 していただきます
◇	設備…15年以内(据置2年以内) 運転… 5年以内(据置1年以内)		
◇			
設備資金	15年以内(据置2年以内)		
設備資金 運転資金	設備…15年以内(据置2年以内) 運転… 5年以内(据置2年以内)		
◇	設備…15年以内(据置2年以内) 運転… 5年以内(据置1年以内)		
◇			
◇			
◇			
運転資金	5年以内(据置1年以内)		
運転資金(一部設備資金も対象)	設備…15年以内(据置2年以内) 運転… 5年以内(据置1年以内)		
既存事業設備の復旧等のために 必要な設備資金 在庫品の損壊・流失の補てん、 生産・営業設備の補修等により 必要となる運転資金 等	設備…20年以内(据置5年以内) 運転…15年以内(据置5年以内)	短期資金:短期プライムレート 長期資金:基準利率 利子補給 当初3年間(1億円まで):1.4% 4年目以降又は1億円超(3億円まで):0.5%	必要に応じて提供 していただきます
	設備…15年以内(据置3年以内) 運転…15年以内(据置3年以内)	短期資金:短期プライムレート 長期資金:基準利率 利子補給 当初3年間(3千万円まで):最大1.4% 4年目以降又は3千万円超(3億円まで):最大0.5%	
電力不足や風評被害など、い わゆる二次被害を受けたこと による売上減少等に対応する ための設備資金、運転資金	設備…15年以内(据置3年以内) 運転…8年以内(据置3年以内)	商工中金所定の利率 利子補給 最大0.5%	
既存事業設備の復旧等のために 必要な設備資金、震災にか かる長期運転資金	設備…20年以内(据置3年以内) 運転…15年以内(据置3年以内)	商工中金所定の利率 (売上高等減少、雇用の維持・拡大の要件により当初3 年間最大0.5%の利子補給)	
経営基盤の強化を図るために 必要な運転資金 企業維持上緊急に必要な設備 資金	設備…15年以内(据置3年以内) 運転…8年以内(据置3年以内)	商工中金所定の利率 利子補給 運転資金:経営改善計画策定の要件により 0.2%	

※1 株式会社商工組合中央金庫には、上記のほか国の施策にもとづく特別貸付として、新企業育成貸付、企業活力強化貸付の他当金庫独自の制度融資として、事業再生支援貸付等がありますので詳細は下記お問い合わせ先にお問い合わせください。

※2 貸出は、本支店(本店1(営業部を含む)、支店(ニューヨーク支店を含む) 92、出張所3、事務所(上海・香港事務所を含む) 7、計103)のほか、信用組合等でも扱っています(代理貸付)。

広島西部支店
福 山 支 店

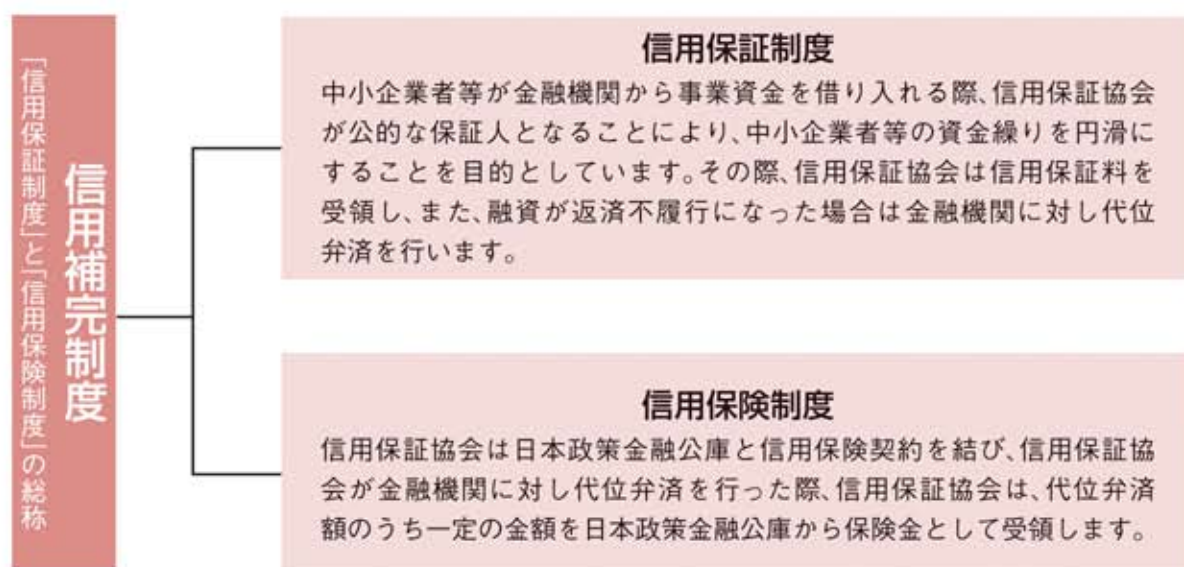
広島市西区商工センター1-14-1
福山市光南町1-1-30

TEL 082-277-5421 (代)
TEL 084-922-6830 (代)

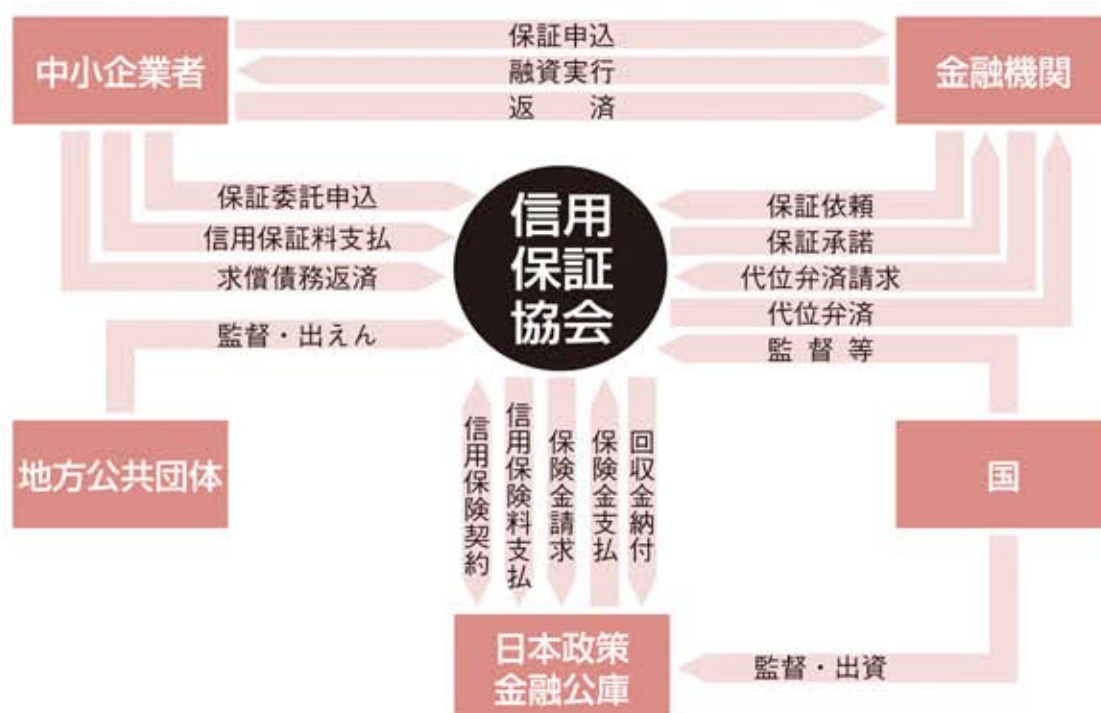
信用補完制度

金融機関からの借入を容易にするため、信用補完制度が設けられています。本制度は、都道府県等に設立されている信用保証協会(全国で51協会)が中小企業の金融機関からの事業資金の借入債務を保証し、この保証に対し株式会社日本政策金融公庫(以下「日本政策金融公庫」という。)の信用保険を付するという仕組みになっており、これにより中小企業の金融機関からの借入の円滑化を図っています。

信用補完制度とは、信用保証協会が金融機関に対して中小企業者の債務を保証する「信用保証制度」と、信用保証協会が行った保証が、国の出資する日本政策金融公庫によって再保険される「信用保険制度」の2つの制度の総称です。



信用補完制度の概略図



〈広島県信用保証協会の概要〉

広島県信用保証協会は、昭和23年12月県内の中小企業者の借入債務の保証を通じて金融の円滑化を図ることを目的として設立され、平成28年3月末日現在、県内中小企業の約41.0%、35,841の企業が信用保証を利用されています。

〈対象となる企業〉

広島県内に住所または、事業所(店舗、工場等)があり、次の条件を備えている方(個人・会社、協同組合等)です。

なお、一部の保証制度にあっては、これから事業を営もうとする創業者も対象となります。

① 規模(資本金と従業員)

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 等 (建設業・運輸業等を含む)	3億円以下	300人以下
政令特例業種 ①ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
政令特例業種 ②ソフトウェア業または情報処理サービス業 ③旅館業	3億円以下	300人以下
	5,000万円以下	200人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

(注) 1 規模は資本金か従業員のうち、どちらか一方が該当していれば対象となります。

2 個人事業主については、従業員の条件に該当すれば対象となります。

3 個人事業主の家族従業員(事業主と生計を一にしている三親等内の親族)、会社役員、臨時の従業員は従業員に含まれません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含まれます。

4 組合の場合は、保証対象事業を営むもの、または構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいる等が必要となります。

5 医療法人等とは医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般財団法人または一般社団法人です。

くわしくは、当協会窓口へお問い合わせください。

② 対象となる業種

業 種		業 種		業 種	
製 造 業	食 料 品 工 業	サ ー ビ ス 業	鉱 業	サ ー ビ ス 業	放 送 業
	織 維 品 工 業		土 石 採 取 業		情 報 通 信 サ ー ビ ス 業
	木 材 ・ 木 製 品 工 業		木 材 伐 出 業		運 輸 サ ー ビ ス 業
	家 具 ・ 建 具 工 業		建 設 業		職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業
	紙 工 業		卸 売 業		そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業
	製 版 ・ 製 本 業		小 売 業（飲食店を除く）		専 門 サ ー ビ ス 業
	化 学 工 業		飲 食 店		技 術 サ ー ビ ス 業
	石 油 ・ 石 炭 製 品 工 業		不 動 産 業		医 療 ・ 福 祉
	ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業 （ゴ ム 製 品 製 造 業 を 除 く）		運 送 業		廃 棄 物 処 理 業
	ゴ ム 製 品 製 造 業		貨 物 運 送 取 扱 事 業（鉄道・軌道に限る）		教 育 ・ 学 習 支 援 業
	皮 革 工 業		倉 庫 業		そ の 他 の サ ー ビ ス 業
	窯 業		電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		保 険 媒 介 代 理 業
	機 械 工 業		印 刷 業		郵 便 業
	電 気 機 器 工 業		出 版 業		通 信 業
	車 両 工 業		物 品 賃 貸 業		
	船 舶 工 業		宿 泊 業		
	金 属 工 業		洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場 業		
	ソ フ ト ウ ェ ア 業		そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業		
	情 報 処 理 サ ー ビ ス 業		旅 行 業		
	農 林 漁 業		映 画 ・ 娯 楽 業		
	そ の 他 の 工 業		広 告 業		

〈対象業種〉

- 中小企業であれば、ほとんどの業種が対象となります。
- 農業、林業、漁業、金融・保険業および飲食業・娯楽業・宿泊業等のうち風俗関連営業等は、この制度をご利用できません。また、政治・経済・文化団体、宗教法人等もご利用できません。
- 許認可等が必要な事業については、その許認可等を取得していなければなりません。
- 次のいずれかに該当する方は、ご利用いただけません。
ア) 借入申込者または保証人が反社会的勢力である場合
イ) 申込に際し、金融あっせん業者・仲介人等が介在した場合

〈保証内容〉

保証の限度額	保証期間	資金使途
●一般保証		
個人・会社・医療法人 2億8,000万円以内 協同組合等 4億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備投資 10年以内 ※制度要綱等の定めによります。 ※保証期間が長期の保証もあります。	事業に必要な運転資金(割引も含む)および設備資金
●特別保証(一般保証とは別枠になります)		
国が定める特別保証制度で、利用できる中小企業者の範囲も国で指定されます。	運転資金 10年以内 設備投資 10年以内 ※制度要綱等の定めによります。 ※保証期間が短い保証もあります。	事業に必要な運転資金(割引も含む)および設備資金
●中小企業特定社債保証(所定の条件を満たした会社)		
4億5,000万円以内(保証付私募債発行価格の限度額は5億6,000万円)保証割合80% ※ただし、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とする。	2年から7年以内(年単位)	事業に必要な運転資金および設備資金
●流動資産担保融資保証		
2億円以内(借入限度額2億5,000万円以内) 保証割合80%(借入金残額の80%保証)	根保証 1年間(ただし、更新は妨げない) 個別保証 1年以内	事業に必要な運転資金および設備資金

〈信用保証制度のしくみ〉



- ①～③ 中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。中小企業者は、信用保証協会に対し保証委託申込をします。(保証委託申込は金融機関を経由して申し込みますが、信用保証協会へ直接申し込むこともできます。)
- ④……信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾(保証書発行)します。
- ⑤～⑥ 金融機関は中小企業に融資を行います。このとき、中小企業者は、所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会に支払います。
- ⑦……中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑧……中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑨……信用保証協会は、金融機関の請求に基づき、中小企業者に代わって借入金を金融機関に弁済(代位弁済)します。
- ⑩……信用保証協会は、金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対し求償債務の返済をします。

お問い合わせ先

【信用補完に関すること】

- 株式会社日本政策金融公庫
(東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー TEL:03-3270-5660)
- 一般社団法人全国信用保証協会連合会
(東京都千代田区神田司町2-1 オーク神田ビル8・9階 TEL:03-6823-1200 (代))

【信用保証に関すること】

- 広島県信用保証協会
 - ・本 所 (〒730-8691 広島市中区上鞆町3-27 TEL:082-228-5501)
 - ・福山支所 (〒720-0065 福山市東桜町1-21 エストパルク7階 TEL:084-923-4893)
 - ・三原支所 (〒723-0014 三原市城町3-1-1 三原港湾ビル3階 TEL:0848-63-4173)
 - ・呉 支 所 (〒737-0045 呉市本通4-7-1 呉商工会議所ビル4階 TEL:0823-21-9281)
 - ・備北支所 (〒728-0021 三次市三次町1843-1 三次商工会議所ビル1階 TEL:0824-62-3917)